

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年11月10日（金）午後3時頃、周南市野村一丁目の民有地において、財政部課税課職員の運転する公用車が方向転換のため後退したところ、相手方所有の倉庫に接触し、倉庫の一部が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥21,600-

2 専決処分の年月日

平成30年1月16日

(参 考)

事 故 状 況 図

